

後期高齢者医療制度のお知らせ ～整骨院・接骨院、はり・きゅう、 あんま・マッサージのかかりかた～

■ 医療費の適正化について

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受ける場合には、医療保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

医療保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆ 整骨院・接骨院（柔道整復師）のかかり方について

● 医療保険が使える場合 ●

◇ 医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（肉ばなれを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき。

※骨折・脱臼については、応急手当の場合を除いて、あらかじめ医師の同意が必要です。

◇ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているとき

✕ 医療保険が使えない場合 ✕

◇ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

◇ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの

◇ 施術所以外で施術を受けた場合（往診は除きます）

◆ はり・きゅうのかかり方について

● 医療保険が使える場合 ●

◇ 神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、頸腕症候群などの慢性的な疼痛を主症とする疾患

✕ 医療保険が使えない場合 ✕

◇ 疲労回復や慰安を目的としたもの

◇ 医師の同意がない場合

◇ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている場合

◆ あんま・マッサージのかかり方について

● 医療保険が使える場合 ●

◇ 筋麻痺（筋肉の麻痺）、関節拘縮（関節が硬く完全に曲がらない、あるいは完全に伸びきらない症状）など

✕ 医療保険が使えない場合 ✕

◇ 疲労回復や慰安を目的としたもの

◇ 医師の同意がない場合

領収書は必ずもらって保管しておきましょう。

◆ お問合せ 役場保健福祉課保険グループ 電話 35-2120